

一般財団法人堺市人権協会事務局の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人堺市人権協会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定める。

(事務局の組織)

第2条 一般財団法人堺市人権協会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織は次のとおりとする。



(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は次のとおりとする。

総務係	総務に関する事項
事業係	自立支援・相談業務等に関する事項
駐車場管理係	大仙西町・協和町団地付帯駐車場の管理に関する事項

(職責)

第4条 事務局長は上司の命を受けて、事務局事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(担任事項)

第5条 事務局長は職員の担任事務を定めるものとする。

(事務分掌の変更)

第6条 事務局長が事務の都合上必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、臨時に事務を分掌し、処理させることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員の就業等必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、2012年4月1日から施行する。